

7年度は新たに10人加入 農業者年金加入推進強化を

令和7年度の府内農業者年金新規加入者数は10人となり、前年度より3人減少となった。内訳は八尾市が3人、柏原市が2人、岸和田市、貝塚市、東大阪市、大阪市、堺市が各1人。このうち20〜39歳(若者)の加入

者が5人、女性は2人となった。節税効果も期待
効果的な周知活動を

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保に資することを

農地法個別テーマ別研修会

大阪府は3月30日、大阪市内・咲州庁舎で農地法個別テーマ別研修会を開催し農委職員らが参加した。テーマとして大阪府・大阪府職員協議会・大阪府農業会議が協議・検討し改定した「農地法関係事務処理の手引き」の主な改正内容について説明。

農地法第3条の改正内容について農業会議の田村主幹から説明があった。

手引きの冒頭に農地法上の「農地」についての判断基準を

新たに明記。また、相続や遺産分割、時効取得等に伴う法第3条の3の届出において疑義案件を除き登記事項証明書等の一律提出を求めないこと、国籍の確認、農地法等その他の農業に関する法令の遵守の確認など、前回の手引き(令和6年3月)から農地法の改正があったものや、日ごろ各農業委員会から質問が寄せられていた内容について紙面の範囲内で書き込みをした旨を説明した。

続いて、府農政室松田補佐からは法第4条、5条、18条等について説明があった。

特に農地転用では、立地基準で、農地区分の妥当性の判断、第1種農地の既存施設拡張(2分の1を超えない範囲)を短期間で繰り返す案件には厳格に対

応すること、また第2種農地の街区の考え方などについて詳細な説明があった。

一般基準では、農地転用の確実性の判断において、融資(出資)関心(意向)表明書だけでは資力要件を充足しないことや、農地造成(農地改良)において許可を要しない要件に盛土規制法の許可を要する工事に該当しない旨を追記したこと等を説明した。

最後に、多発する大規模農地転用案件に対応するため「農地転用を伴う市街化調整区域における地区計画に係る手続きの流れについて(通知)」に基づき農地部局と都市計画部局のチェック体制・協議の仕組みについて説明した。

(増山)

目的とした公的な年金である。保険料の全額が社会保険料控除の対象となる節税効果など、都市部でも活用できる担い手支援策となっている。

令和8年度の税制改正事項には、保険料の上限額を現行の月額6万7千円から7万4千円へ引き上げた後も現在の税制上の措置を適用する旨が明記された。これによりさらなる節税効果が見込まれ、より一層周知活動に

努めることが重要となった。また、将来の地域農業を担う若手農業者や、重要な担い手でありながら加入率の低い女性農業者への働きかけは依然として大きな課題である。

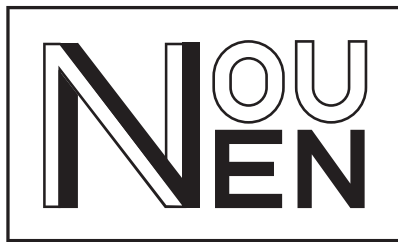
受給額は加入者が積み立てた保険料とその運用益によって決定されるが、農業者年金基金の平成14年〜令和5年間の平均運用利回りは年率3・05%と比較的高い水準で推移している。加えて終身年金であるため、長期加入を見込める若者や、65

歳時点の平均余命が男性より約5年長い女性には大きな利点になることから、加入を促すメリットとして提示できる。

加入推進は短期間で成果が現れるものではないが、市町村農業委員会委員、事務局担当者、重点農業委員会加入推進部長には、農業者が集まる座談会などの機会を積極的に活用し、継続的な制度周知と加入推進活動をお願いしたい。

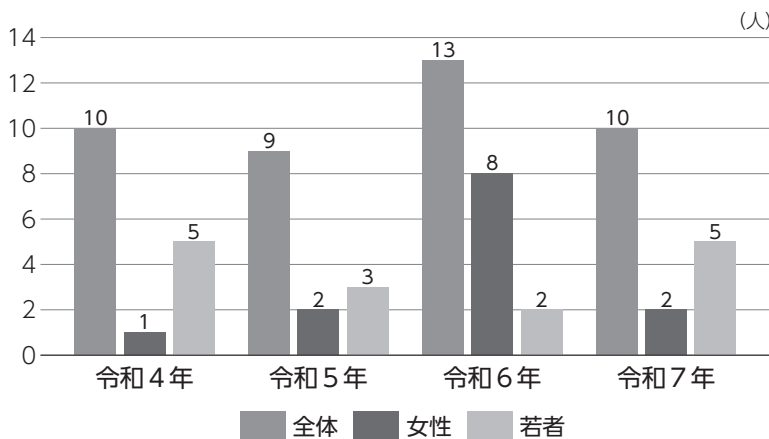
(林佑)

制度のメリット説明はこちらから



65

府内農業者年金新規加入者数推移(属性別)



加入推進は短期間で成果が現れるものではないが、市町村農業委員会委員、事務局担当者、重点農業委員会加入推進部長には、農業者が集まる座談会などの機会を積極的に活用し、継続的な制度周知と加入推進活動をお願いしたい。